○南島原市道路掘削跡復旧要綱

平成31年３月28日

告示第38号

（趣旨）

第１条　この告示は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定による道路の占用の許可又は同法第24条の規定による道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて行う工事に伴う道路の舗装復旧について、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第４条の４の４から第４条の４の７までに規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示における用語の意義は、道路法、道路法施行規則及び南島原市道路占用規則（平成18年南島原市規則第137号）に定めるところによる。

（路面復旧の原則）

第３条　占用に関する工事のため道路を掘削した場合の復旧工事は、道路の機能を掘削前と同等にすることを原則とする。

２　占用に関する工事の施工管理については、道路法、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、南島原市道路占用規則等の関係法令等を遵守すること。

（掘削の制限）

第４条　新設道路又は舗装改良後の道路の掘削については、南島原市市道認定基準要綱（平成25年南島原市訓令第５号）第５条に規定する１級市道及び２級市道は５年間、その他市道は３年間許可しない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合で、かつ、道路管理者と事前に協議したものについては、道路の掘削を認めることができる。

（１）　災害予防又は事故による復旧工事に伴う危険防止のためのもの

（２）　公共的又は公益事業のためにやむを得ないもので、掘削した後、当日中に路面仮復旧工事が完了するもの

（３）　水道の引込み管の工事等、市民の日常生活に直接影響があると認められるもの

（４）　その他道路管理者が緊急を要すると認めるもの

（舗装区分及び道路復旧）

第５条　舗装区分については、現道に合わせて、アスファルト舗装道及びコンクリート舗装

道とする。

２　道路復旧については、舗装区分ごとの道路復旧標準断面図（別図第１）及び復旧面積（別図第２）のとおりとする。ただし、道路管理者が特に認める場合は、この限りでない。

（埋戻しの時期）

第６条　占用のために掘削した後の埋戻しは、占用物件を埋設後、直ちに施工しなければならない。ただし、道路管理者が特に認める場合は、この限りでない。

（埋戻しの方法）

第７条　占用のために掘削した土砂の埋戻しの方法は、次に掲げるとおりとする。

（１）　埋戻しは、路床工は20センチメートル、路盤工は一層ごとに十分締め固め、将来陥没、沈下等が起きないように施工すること。また、新旧打継ぎは、転圧不足になりがちなことから、特に入念に締固めを行うこと。

（２）　掘削の際に土留矢板等を使用する場合は、路床工の完成前に徐々に引き抜き、再度十分に水締め又は転圧すること。

（仮復旧）

第８条　仮復旧は、原則として占用者又は施工者が行わなければならない。ただし、道路管理者が特に認める場合は、この限りでない。

（仮復旧の時期）

第９条　仮復旧は、本復旧工事を施工するまでの間、交通に支障を来さないよう埋戻しの完了後、直ちに着工しなければならない。

（仮復旧の方法）

第10条　仮復旧は、道路復旧標準断面図（別図第１）により施工し、表層工の仮復旧幅員は、掘削による影響が及ぶ範囲までとする。

（仮復旧路面の維持）

第11条　占用者又は施工者は、仮復旧工事の完了から本復旧工事の完了までの期間において現場を巡回し、路面の沈下等が生じた場合は、直ちに適切な措置を施し、交通に支障を来さないようにしなければならない。

（本復旧）

第12条　本復旧は、道路復旧標準断面図（別図第１）により施工しなければならない。ただし、占用に関する工事に起因して舗装に影響があると道路管理者が認めた場合は、道路管

理者の指示する範囲を復旧するものとする。

2　平板ブロック、インターロッキング等が設置されている場合の復旧方法は、道路管理者と事前に協議しなければならない。

3　道路の交差点部を本復旧する場合は、別図第２のとおりとする。

4　本復旧の範囲が幅員の半幅を超える場合は全幅復旧とし、幅員の半幅以下の場合は半幅復旧とする。なお、幅員が３メートル未満の道路であって、舗装の残幅が１メートル未満の場合は全幅復旧とする。

5　アスファルト舗装歩道は、全幅復旧とする。

6　引込管等を連続して埋設するような場合で、道路縦断方向に本復旧しようとする間隔が10メートル以下の場合は、表層工を一連続の舗装として施工することとし、別図第３のとおりとする。

7　原則として、アスファルト舗装道の本復旧工事は、仮復旧工事完了の60日経過後に行うこと。ただし、路床にCBR８以上の改良土を使用した場合は、30日経過後とすることができる。

（本復旧工事完了後の措置）

第13条　工事施工後における部の取扱いについては、南島原市建設工事執行規則（平成18年南島原市規則第45号）第48条の規定を準用し、工事部の修補又は損害賠償の請求は、完了届を受領した日から２年以内とする。ただし、占用者又は施工者の故意又は重大な過失による場合は、当該請求をすることのできる期間は、10年とする。

（疑義の処理）

第14条　この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、道路管理者と協議しなければならない。

附　則

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

別図第１（第５条、第 10 条、第 12 条関係）
道路復旧標準断面図（アスファルト舗装道）
【仮復旧】掘削部分＋影響部分
【本復旧】掘削部分＋影響部分＋はつり【縦断方向掘削はプラス両側０．３ｍ・横断方向掘削はプラス両側１．０ｍ】

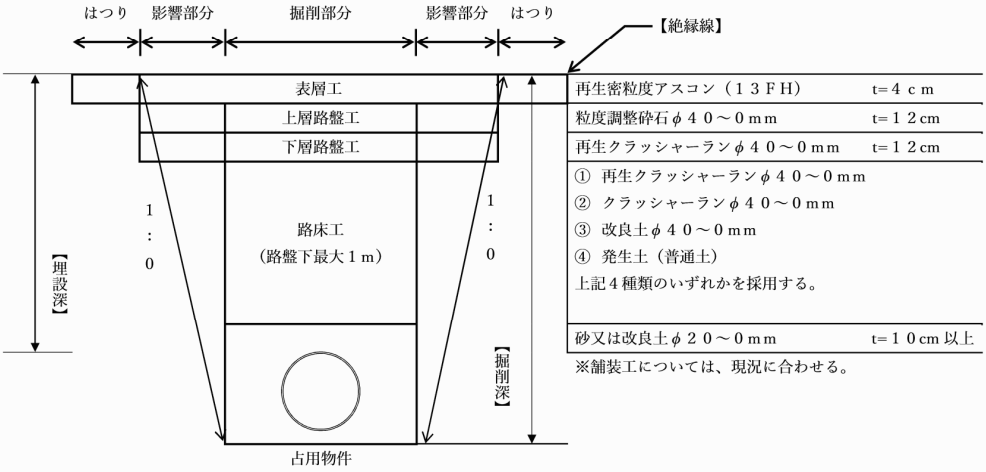

再生密粒度アスコン（１３ＦＨ）	t=４ｃｍ
粒度調整砕石φ４０～０ｍｍ	t=１２cm
再生クラッシャーランφ４０～０ｍｍ	t=１２cm
① 再生クラッシャーランφ４０～０ｍｍ ② クラッシャーランφ４０～０ｍｍ ③ 改良土φ４０～０ｍｍ ④ 発生土（普通土） 上記４種類のいずれかを採用する。	
砂又は改良土φ２０～０ｍｍ	t=１０cm 以上

※舗装工については、現況に合わせる。

道路復旧標準断面図（コンクリート舗装道）

【仮復旧】掘削部分＋影響部分

【本復旧】掘削部分＋影響部分＋はつり【縦断方向掘削はプラス両側０．３ｍ・横断方向掘削はプラス両側１．０ｍ】

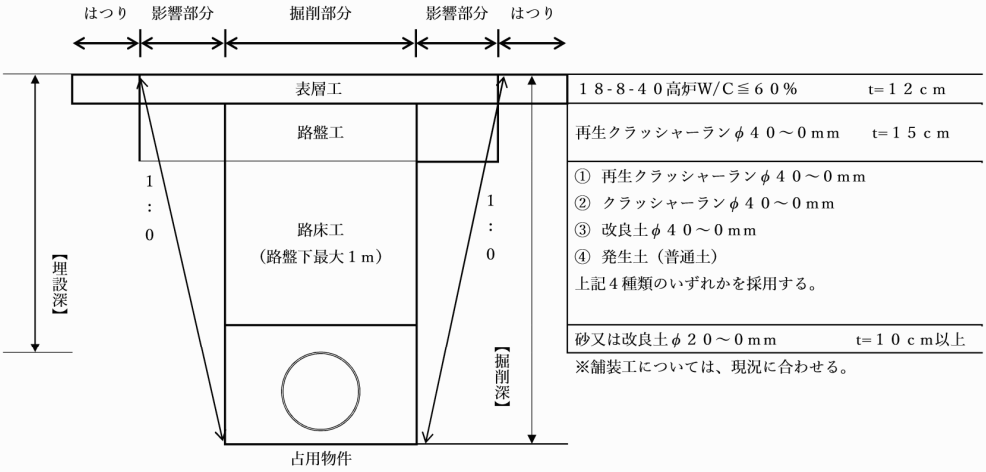

別図第２（第５条、第 12 条関係）

本復旧範囲：▓▓▓▓

（１） 隅切りが無い交差点

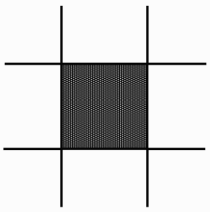

（２）隅切りがある交差点

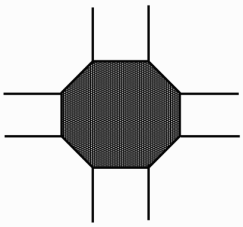

※隅切りが極端に大きい場合や道路側溝があるなど、上記によることが適当でない場合は、道路管理者と協議すること。
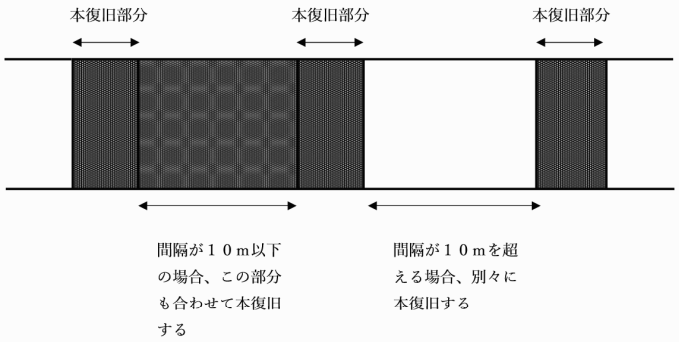
別図第３（第 12 条関係）
道路縦断方向に一連続させる本復旧平面図
本復旧部分【縦断方向掘削部プラス両側０．３ｍ・横断方向掘削部プラス両側１．０ｍ】